

平成30年7月13日

被災者に対する町税証明書等の手数料の免除について

税 務 課 (082-823-9204)

収税対策室 (082-823-9226)

1 支援策の内容

被災者の方が、被災を原因として行う各種手続きのために町税証明等を請求される場合、手数料を免除します。

2 対象者

平成30年7月豪雨による被災者

3 免除する証明書の種類

- (1) 課税（所得）証明書
- (2) 法人所在地証明書
- (3) 固定資産税評価（公課）証明書
- (4) 住宅用家屋証明書
- (5) 納税（滞納のない旨の）証明書

※ 被災を原因として行う各種手続きのために請求するものに限りです。

4 必要なもの

- (1) 運転免許証等の本人確認できるもの
- (2) り災（被災）証明書等